

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程の  
あらまし

- 1 育児部分休業の取得方法を多様化させるため、従来の取得方法に加え、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、1年につき77時間30分を超えない範囲内で部分休業を取得できるようにします。
- 2 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等に係る規程をも設けるとともに、必要な規程の整備を行います。
- 3 この規程は、令和8年4月1日から施行します。